

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第5号

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第34条中第1項を次のように改める。

法第28条第2項第1号の規定による休職者に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の条例第34条第1項の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に開始する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由による休職（以下「病気休職」という。）について適用し、適用日前に開始した病気休職については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、適用日前に傷病手当金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第68条第1項に規定する傷病手当金又は健康保険法（大正11年法律第70号）第99条第1項に規定する傷病手当金をいう。）の支給期間がある職員（適用日前に職員の退職手当に関する条例（平成27年条例第38号）第1条に規定する職員であった者に限る。）に係る適用日以後に開始する病気休職（当該支給期間に係る疾病又は負傷及びこれらにより生じた疾病（以下「傷病」という。）と同一の傷病による病気休職に限る。）については、この条例による改正前の職員の給与に関する条例第34条第1項の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該病気休職の開始の際当該職

員が取得している資格（地方公務員等共済組合法第3条第1項に規定する地方公務員共済組合の組合員の資格又は健康保険法第4条に規定する健康保険の保険者に属する被保険者の資格をいう。以下同じ。）が当該支給期間に係る資格と同一の法律に基づく資格である場合に限る。